（記載第6-8号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和２年１０月１日

高　　畠　　町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第１項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			高畠町二井宿地内	無	令和2年度 ～ 令和6年度	青井流し集落協定
	○			高畠町二井宿地内	無	令和2年度 ～ 令和6年度	田沢集落協定
	○			高畠町屋代地内	無	令和2年度 ～ 令和6年度	姥ヶ作山集落協定
	○			高畠町屋代地内	無	令和2年度 ～ 令和6年度	夜打ヶ作山集落協定
	○			高畠町和田地内	無	令和2年度 ～ 令和6年度	海上集落協定